

# 上砂川町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



2023 (令和 5) 年 11 月



# 目次

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定の背景</b> .....        | <b>1</b>  |
| 1. 気候変動の影響 .....                | 1         |
| 2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 .....       | 1         |
| 3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向 .....        | 2         |
| (1) 地球温暖化対策推進法 .....            | 2         |
| (2) 地球温暖化対策計画 .....             | 3         |
| (3) 政府実行計画 .....                | 4         |
| (4) ZEB ロードマップ .....            | 5         |
| (5) 建築物省エネ法 .....               | 6         |
| <b>第2章 計画の基本的な事項</b> .....      | <b>7</b>  |
| 1. 計画の目的 .....                  | 7         |
| 2. 計画期間 .....                   | 7         |
| 3. 計画の対象とする範囲 .....             | 7         |
| 4. 計画の対象とする温室効果ガス .....         | 7         |
| 5. 上位計画及び関連計画との位置付け .....       | 8         |
| <b>第3章 温室効果ガスの総排出量の現状</b> ..... | <b>9</b>  |
| 1. 温室効果ガス排出量の算定方法 .....         | 9         |
| 2. 温室効果ガスの排出状況 .....            | 9         |
| (1) エネルギー種別温室効果ガス排出状況 .....     | 9         |
| (2) 部局別温室効果ガス排出状況 .....         | 11        |
| 3. 温室効果ガスの排出量の増減要因 .....        | 12        |
| <b>第4章 計画の目標</b> .....          | <b>13</b> |
| 1. 温室効果ガス排出量の削減目標 .....         | 13        |
| 2. 目標達成に向けた基本の方針 .....          | 14        |
| <b>第5章 目標達成に向けた取組</b> .....     | <b>15</b> |
| 1. 日常業務に関する取組 .....             | 16        |
| 2. 省資源の推進 .....                 | 19        |
| <b>第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表</b> ..... | <b>21</b> |

|                                     |                             |           |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------|
| 1.                                  | 推進体制 .....                  | 21        |
| (1)                                 | 上砂川町地球温暖化対策等委員会 .....       | 21        |
| (2)                                 | 上砂川町地球温暖化対策等委員会事務局 .....    | 21        |
| (3)                                 | 地球温暖化対策推進責任者 .....          | 21        |
| 2.                                  | 点検・評価・見直し体制 .....           | 22        |
| (1)                                 | 毎年の PDCA .....              | 22        |
| (2)                                 | 見直し予定時期までの期間内における PDCA..... | 22        |
| 3.                                  | 取組結果の公表 .....               | 22        |
| <b>資料編 1 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧.....</b> |                             | <b>23</b> |
| <b>資料編 2 温室効果ガス排出係数 .....</b>       |                             | <b>24</b> |

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 気候変動の影響

気候変動問題は、遠い未来の話ではなく、今まさに私たちの生活に大きな影響を与えています。

国内でも、集中豪雨による河川の洪水や土砂災害など自然災害、熱中症などの健康被害の増加は既に各地で確認されています。

世界的にも平均気温が上昇したり、雪や氷が融けたり、海面水位が上昇したりする現象が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表されました。報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、強い台風、集中豪雨、熱波などの異常気象の発生頻度の増加は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。世界各地での気候変動は、サプライチェーンを通じて国内の産業・経済活動にも影響を与えます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。また渇水の頻発や水質悪化など水資源への影響、種の絶滅や生息・生育域が変わるなどの自然生態系への影響、農作物の品質低下や漁獲量の減少など、今後、私たちの身近なところで様々な影響が広がっていくことが懸念されます。

## 2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中に、持続可能な開発目標（SDGs）として、17のゴールと169のターゲットが設定され、目標達成に向けて、地球上の誰一人取り残さないことを計画に掲げました。

同年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

#### (1) 地球温暖化対策推進法

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第9項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17（略）

## (2) 地球温暖化対策計画

2020（令和2）年10月には、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌年4月には、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減し、さらに50%に向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和3）年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画（以下「地球温暖化対策計画」といいます。）の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画では、2030（令和12）年度の業務部門（事務所ビル、商業施設等の建物）におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を2013（平成25）年度比で51%削減としています。

そして、建築物の省エネルギー化について、「2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030（令和12）年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」ことが掲げられています。

なお、ZEBはZEBロードマップ検討委員会とりまとめにおいて「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義されており、4段階のZEBが定性的及び定量的に定義されています（図3）。

| 温室効果ガス排出量・吸収量<br>(単位：億t-CO <sub>2</sub> )     |         | 2013排出実績   | 2030排出量     | 削減率         | 従来目標                       |
|---|---------|--|-------------|-------------|----------------------------|
|   |         | <b>14.08</b>   | <b>7.60</b> | <b>▲46%</b> | <b>▲26%</b>                |
| エネルギー起源CO <sub>2</sub>                        |         | 12.35  | 6.77        | ▲45%        | ▲25%                       |
| 部門別   | 産業      | 4.63   | 2.89        | ▲38%        | ▲7%                        |
|   | 業務その他   | 2.38   | 1.16        | ▲51%        | ▲40%                       |
|   | 家庭      | 2.08   | 0.70        | ▲66%        | ▲39%                       |
|   | 運輸      | 2.24   | 1.46        | ▲35%        | ▲27%                       |
|   | エネルギー転換 | 1.06   | 0.56        | ▲47%        | ▲27%                       |
| 非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O |         | 1.34   | 1.15        | ▲14%        | ▲8%                        |
| HFC等4ガス（フロン類）                                 |         | 0.39   | 0.22        | ▲44%        | ▲25%                       |
| 吸収源   |         | -  | ▲0.48       | -           | (▲0.37億t-CO <sub>2</sub> ) |
| 二国間クレジット制度（JCM）                               |         | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |             |             | -                          |

出典：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

図1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

### (3) 政府実行計画

2021（令和3）年10月には地球温暖化対策計画と同時に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」といいます。）の改定が行われています。政府実行計画においては、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されています。

#### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



#### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを图った建築物

#### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

#### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

#### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

#### 廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



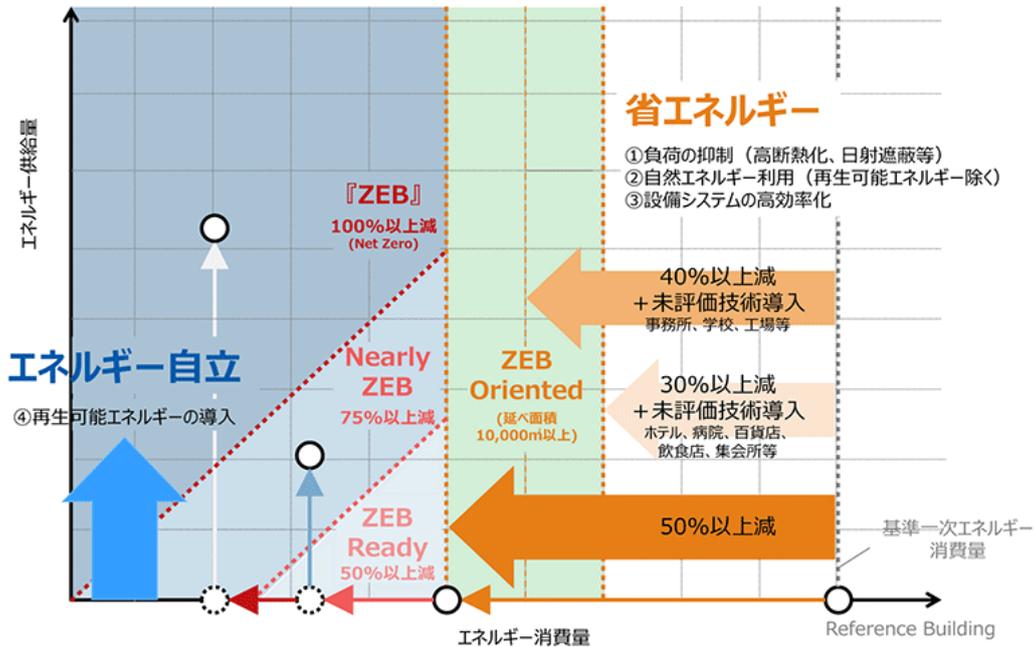
合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典：環境省「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」

図 2 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な取組内容

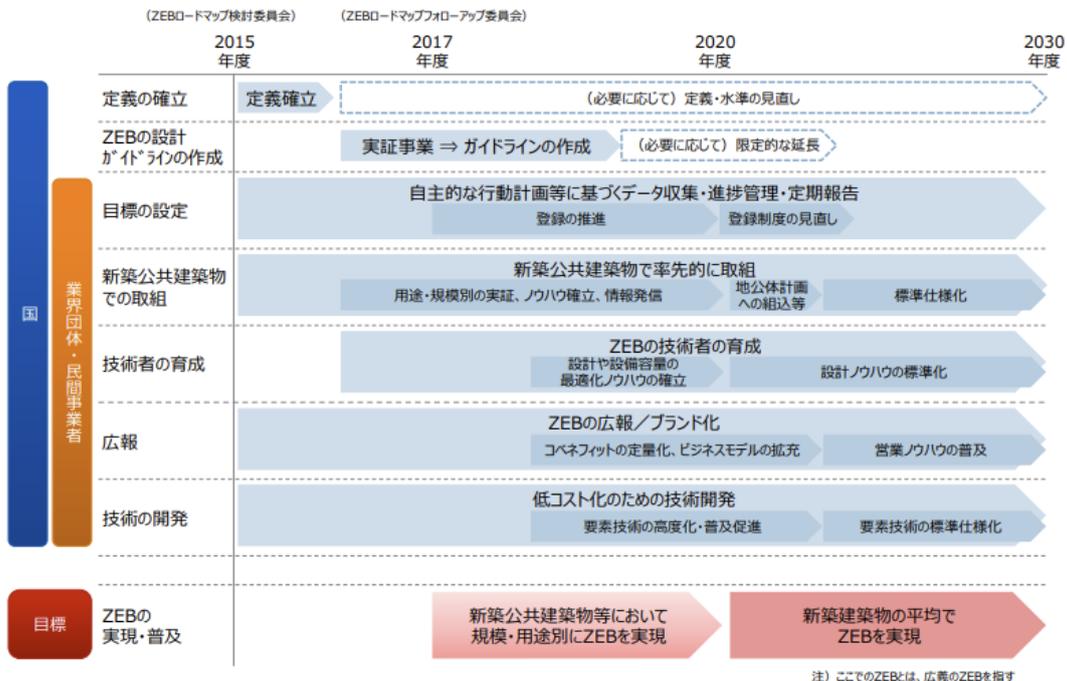
#### (4) ZEB ロードマップ

ZEB の実現・普及に向けた現状と課題、並びにそれに対する対応策の方向性について検討することを目的として、2015（平成 27）年 4 月に「ZEB ロードマップ検討会」が設置され、本検討委員会では、同年 12 月に検討結果をとりまとめた 2030（令和 12）年度までのロードマップが公表されています。



出典：経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2019（平成 31）年 3 月）

図 3 ZEB の定義（イメージ）



出典：経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2018（平成 30）年 5 月）

図 4 ZEB の実現・普及に向けたロードマップ

## (5) 建築物省エネ法

地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定されたことをうけて、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）が 2022（令和 4）年 6 月に改正され、主な変更点は①建築主の性能向上努力義務、②建築士の説明努力義務、③省エネ基準適合義務の対象拡大、④適合性判定の手続き・審査、⑤住宅トップランナー制度の拡充、⑥エネルギー消費性能の表示制度、⑦建築物再生可能エネルギー利用促進区域以下となっています。



図 5 建築主の性能向上努力義務

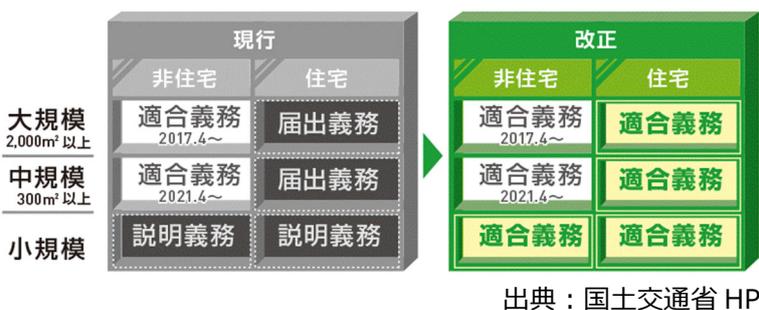


図 6 省エネ基準適合義務の対象拡大（新築の場合）

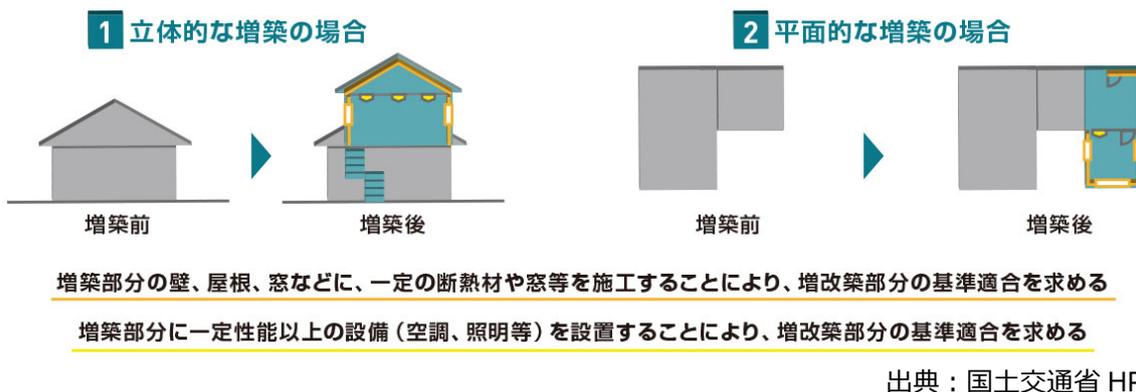


図 7 省エネ基準適合義務の対象拡大（増改築の場合）

## 第2章 計画の基本的な事項

### 1. 計画の目的

上砂川町（以下「本町」といいます。）では、環境保全のための取組を町自ら率先して実行するために、2006（平成 18）年度に「上砂川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。以降、2017（平成 29）年度、2019（令和元）年度に計画の見直しを行い、本町の事務及び事業における温室効果ガスの削減に努めてきました。

また、2023（令和 5）年 3 月に「上砂川町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指して、主体的に取り組んでいくこととしました。

本計画は、法第 21 条第 1 項に基づき、本町の事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 2. 計画期間

本計画においても、国や道の目標と同様に基準年度を 2013（平成 25）年度とし、2050 年カーボンニュートラルを見据えながら、目標年度を 2030（令和 12）年度と設定します。

計画期間は、2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度までの 7 年と定め、必要に応じて中間年となる 2026（令和 8）年度に見直しを行います。

### 3. 計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町が自ら実施する事務及び事業の全てが対象となり、町役場における活動の他、廃棄物処理、水道、下水道、認定こども園、小・中学校、病院等も含まれます。ただし、これらは、本町の職員が直接実施するものに限られることから、委託等により実施する事務及び事業（指定管理者制度を含む）については、受託者に対して必要な協力を要請します。

なお、施設は多岐に渡るため、温室効果ガスの算定対象とする施設については資料編に示します。

### 4. 計画の対象とする温室効果ガス

法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類のうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、法施行令第 3 条第 1 項に基づき、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の 6 種類となっています。

本町の事務及び事業の特性を踏まえ、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とし、この発生源は「燃料の使用」及び「他人から供給された電気の使用」とします。

## 5. 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、「第7期上砂川町総合計画」を上位計画として、同じく温暖化対策に関連する、「上砂川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や、その他まちづくりを含めた各種の関連個別計画及び関連事業と効果的に連携することで環境関連施策による持続可能なまちづくりの推進を目指す計画とします。

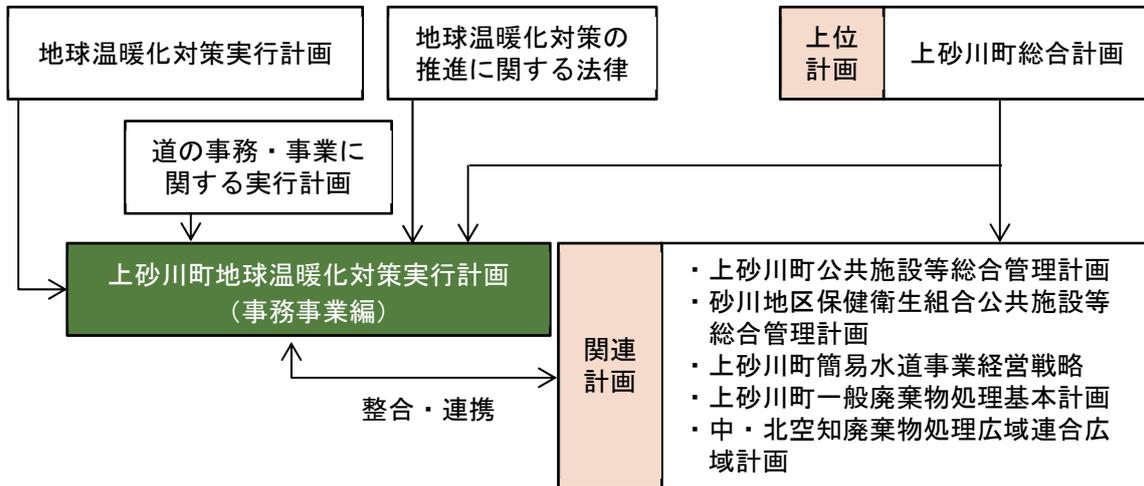


図 8 本計画の位置付け

## 第3章 温室効果ガスの総排出量の現状

### 1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（2023（令和5）年3月）」（以下「マニュアル」といいます。）に示される算定方法を用います。

### 2. 温室効果ガスの排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）及び計画策定直前年度（2022（令和4）年度）の本計画の対象施設等における温室効果ガスの排出量は次の通りです。

#### （1）エネルギー種別温室効果ガス排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）の排出量は1,508t-CO<sub>2</sub>/年、現状年度（2022（令和4）年度）では1,334t-CO<sub>2</sub>/年となっており、基準年と比較して11.5%の減少となっています。

なお、電気について、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度にかけて、活動量（使用量）は増加していますが、温室効果ガス排出量は減少しています。これは、電気の使用に対する排出係数が2013（平成25）年度と比較し、2022（令和4）年度では減少しているためです（排出係数の詳細については参考資料参照）。

表 1 エネルギー種別温室効果ガス排出量

| 項目    | 基準年度（2013（平成25）年度）   |                             | 現状年度（2022（令和4）年度）    |                             |        |
|-------|----------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|--------|
|       | 活動量                  | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 活動量                  | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度比  |
| A重油   | 40,000 ℓ             | 108.4                       | 48,000 ℓ             | 130.1                       | +20.0% |
| 灯油    | 127,274 ℓ            | 316.9                       | 100,863 ℓ            | 251.1                       | -20.8% |
| LPG   | 2,323 m <sup>3</sup> | 15.2                        | 1,750 m <sup>3</sup> | 11.5                        | -24.7% |
| ガソリン  | 7,994 ℓ              | 18.5                        | 8,109 ℓ              | 18.8                        | +1.4%  |
| 軽油    | 52,085 ℓ             | 134.4                       | 59,408 ℓ             | 153.3                       | +14.1% |
| 電気    | 1,348,883 kWh        | 914.5                       | 1,401,335 kWh        | 769.3                       | -15.9% |
| うち街路灯 | 377,868 kWh          | 256.2                       | 274,069 kWh          | 150.5                       | -41.3% |
| 計     |                      | 1,508.0                     |                      | 1,334.1                     | -11.5% |

※各項目の数値は端数処理により合計が一致しない場合があります。

また、エネルギー起源（燃料・電気等の使用）温室効果ガス排出量について、エネルギー種別の排出割合を見ると、2013（平成 25）年度、2022（令和 4）年度とも電気が最も多く全体の約 6 割を占めており、次いで灯油が約 2 割、軽油が約 1 割を占めています。

2013（平成 25）年度から 2022（令和 4）年度にかけては電気、灯油の割合が減少しており、軽油、A 重油の割合が増加しています。

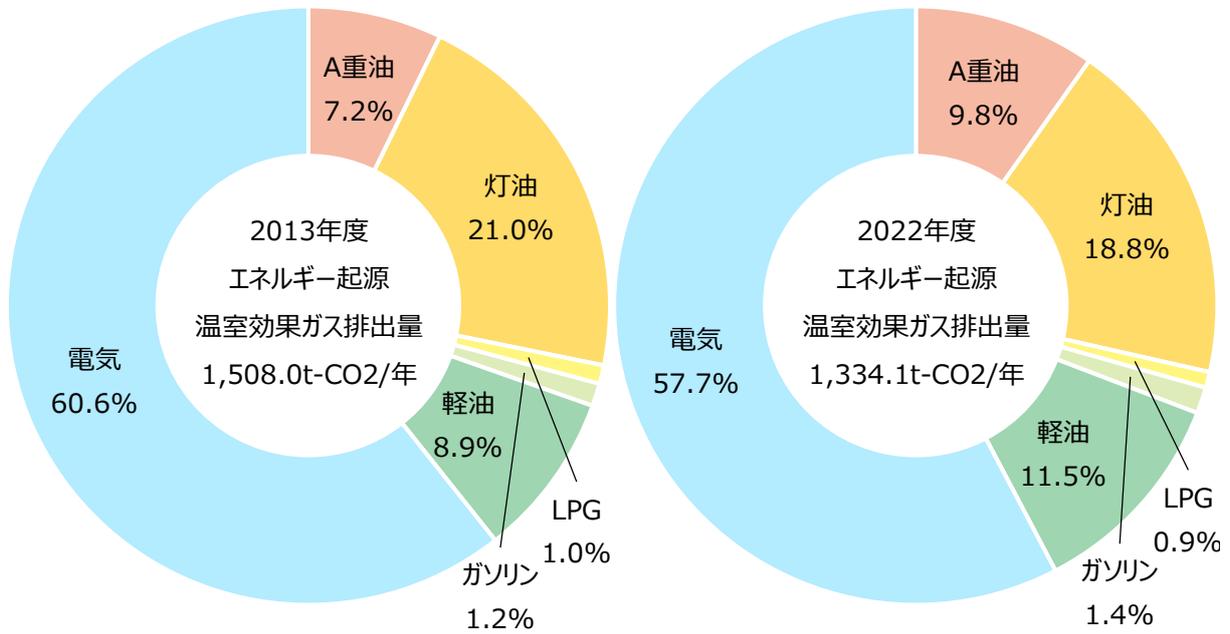


図 9 エネルギー種別温室効果ガス排出量割合

## (2) 部局別温室効果ガス排出状況

部局別の温室効果ガス排出割合を見ると、2013（平成 25）年度、2022（令和 4）年度とも建設環境課が最も多く全体の約 5 割を占めており、次いで教育委員会が約 3 割、総務課が約 1 割を占めています。

2013（平成 25）年度から 2022（令和 4）年度にかけては建設環境課、教育委員会、総務課の割合が減少しており、健康推進課、企画課の割合が増加しています。

なお、建設環境課の温室効果ガス排出量のうち多くを占める施設は「街路灯」、「水道施設（浄水場）」、「最終処分場」となっています。

表 2 部局別温室効果ガス排出量

| 区分    | 基準年度<br>(2013<br>平成 25) 年度) | 現状年度<br>(2022<br>令和 4) 年度) | 基準年比    |
|-------|-----------------------------|----------------------------|---------|
| 福祉課   | 12.4                        | 10.6                       | -14.0%  |
| 建設環境課 | 821.1                       | 654.8                      | -20.2%  |
| 企画課   | 30.7                        | 44.3                       | +44.5%  |
| 教育委員会 | 465.9                       | 427.0                      | -8.4%   |
| 総務課   | 150.0                       | 129.8                      | -13.4%  |
| 健康推進課 | 28.0                        | 67.5                       | +141.3% |
| 計     | 1,508.0                     | 1,334.1                    | -11.5%  |

※各項目の数値は端数処理により合計が一致しない場合があります。

部局別の温室効果ガス排出割合を見ると、2013（平成 25）年度、2022（令和 4）年度とも建設環境課が最も多く全体の約 5 割を占めており、次いで教育委員会が約 3 割、総務課が約 1 割を占めています。

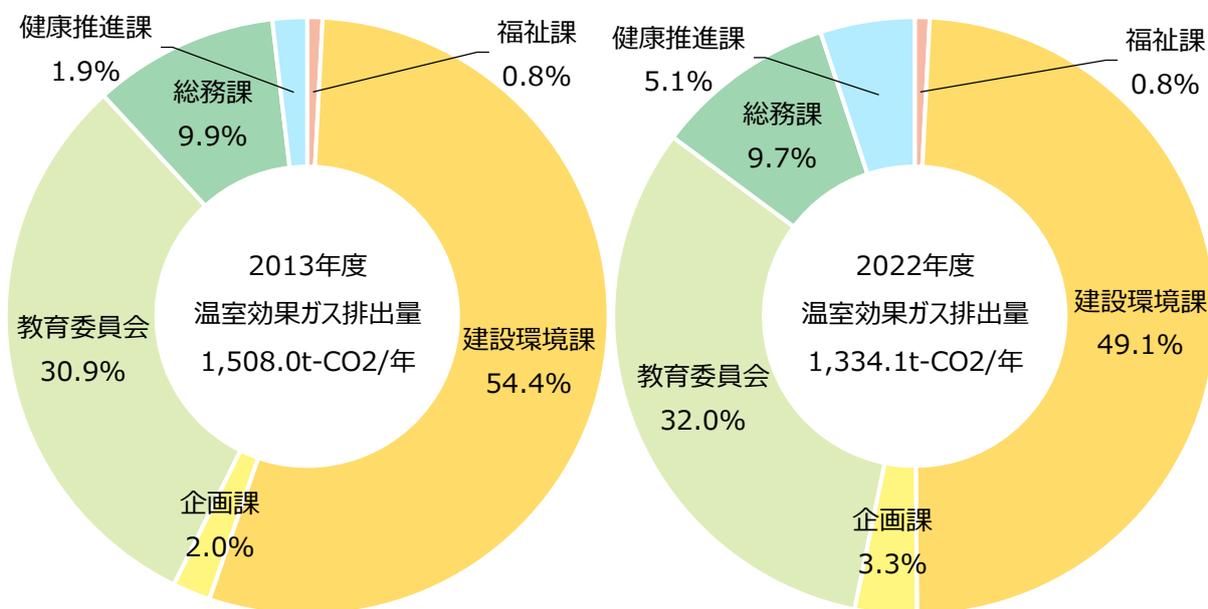


図 10 部局別温室効果ガス排出量割合

### 3. 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務及び事業における 2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量は 1,334t-CO<sub>2</sub>/年であり、2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量 1,508t-CO<sub>2</sub>/年と比較すると 11.5%減少しています。

温室効果ガスの排出量の減少要因としては、①役場庁舎の建て替えによるエネルギー使用の変遷（灯油から電気）、②電気事業者の排出係数の減少が挙げられます。

表 3 新旧役場庁舎におけるエネルギー種別温室効果ガス排出量

| 項目   | 旧役場庁舎<br>(基準年度 (2013 (平成 25) 年度)) |                             | 新役場庁舎<br>(現状年度 (2022 (令和 4) 年度)) |                      |        |
|------|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|----------------------|--------|
|      | 活動量                               | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 活動量                              | 排出量                  |        |
|      |                                   |                             |                                  | (t-CO <sub>2</sub> ) | 基準年度比  |
| A 重油 | 0 ℓ                               | 0.0                         | 0 ℓ                              | 0.0                  | -      |
| 灯油   | 25,802 ℓ                          | 64.2                        | 5,220 ℓ                          | 13.0                 | -79.8% |
| LPG  | 183 m <sup>3</sup>                | 1.2                         | 46 m <sup>3</sup>                | 0.3                  | -75.0% |
| ガソリン | 0 ℓ                               | 0.0                         | 0 ℓ                              | 0.0                  | -      |
| 軽油   | 0 ℓ                               | 0.0                         | 0 ℓ                              | 0.0                  | -      |
| 電気   | 100,293 kWh                       | 68.0                        | 197,266 kWh                      | 108.3                | +59.3% |
| 計    |                                   | 133.4                       |                                  | 121.6                | -8.9%  |

表 4 電気使用量と電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の比較

|  | 2013 年<br>(平成 25 年) 度 | 2022 年<br>(令和 4 年) 度 | 増減比    |
|--|-----------------------|----------------------|--------|
| 電気使用量 (kWh/年)                                | 1,348,883             | 1,401,335            | 3.9%   |
| 電気の使用に伴う<br>温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年) | 914.5                 | 769.3                | ▲15.9% |

## 第4章 計画の目標

### 1. 温室効果ガス排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて51%削減するものとしています。

また、政府実行計画において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減としています。

これらを踏まえて、本計画における温室効果ガスの削減目標は、2030（令和12）年度までの**50%削減**を念頭に置き計画設定します。

基準年度（2013（平成25）年度）の温室効果ガス排出量は、1,508.0t-CO<sub>2</sub>であることから2030（令和12）年度までに50%削減するためには、基準年度から754.0t-CO<sub>2</sub>の削減が必要となり、毎年の削減率に換算すると5.6%の削減が必要となります。

今後より一層の温室効果ガス削減対策を進めますが、従来の運用改善のみでは目標達成は難しいため、①更新を迎える施設の省エネ・再エネ設備導入、②職員行動の改善・ソフト施策、③統合などによる公共施設面積削減、④国でも目標設定をしている電気の二酸化炭素排出係数の低減（2030年度：0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh）などを中心に、目標を実現することを目指します。

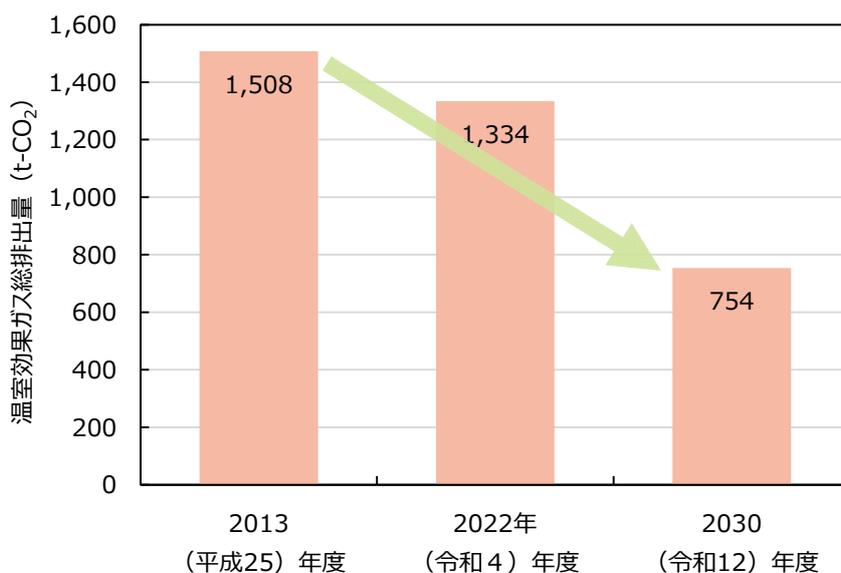


図 11 温室効果ガス排出量の削減目標

## 2. 目標達成に向けた基本方針

本町は、今後もより一層、温室効果ガス排出量を削減していくために「デコ活」※に賛同し宣言するとともに、次の方針で取り組んでいきます。

※脱炭素な暮らしの実現をめざして 2022（令和 4）年 10 月に始まった「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

### 基本理念

上砂川町の豊かな自然を守り育ていくために、上砂川町では、「上砂川地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

### 基本方針

#### 1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源に取り組む、環境法令順守に努めます。

#### 2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。

#### 3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取り組み成果等を町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2023 年 10 月 1 日 上砂川町長 奥山 光一

## 第5章 目標達成に向けた取組

町役場や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることや再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電など）が大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。具体的にはトップランナー機器やL2-tech<sup>※</sup>機器を考慮します。町役場・施設管理職員等は施設改修・運用改善に関して、公共施設総合管理計画も考慮し、次の取組を推進します。

※「Leading Low-carbon Technology」（先導的低炭素技術）の略であり、「エネルギー消費量削減・二酸化炭素排出削減のための先導的な要素技術またはそれが適用された設備・機器などのうち、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらすもの」を指します。

| 項目            | 取組内容       | 具体策   |
|---------------|------------|---|
| 省エネ設備・機器への更新  | 熱源機器の更新    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の新築・改修に際しては、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新を検討する</li> <li>・ 暖房用燃料の見直し（より炭素排出の少ない燃料種への転換）を検討する</li> <li>・ 配管・バルブ、継手、フランジ等の断熱性強化を検討する</li> <li>・ 高効率ポンプへの更新を検討する</li> <li>・ 高効率運転制御システムの導入を検討する</li> </ul> |
|               | 空調機器の更新    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率空調設備への更新を検討する</li> <li>・ インバーター制御等の最適制御システムの導入を検討する</li> </ul>  |
|               | 電気・照明機器の更新 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内の照明や誘導灯を高効率 LED 灯等に更新し、機器の長寿命化・省エネ化を図る（2025 年（令和 7 年）度まで継続実施）</li> <li>・ 人感センサーの導入を検討し、不必要照明を削減する</li> <li>・ 高効率変圧器などトップランナー機器への更新を図る</li> </ul>  |
|               | 断熱性能向上     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の新築・改修に際しては、建物本体の断熱性能についても検討し、より省エネ効率の高い構造・建材の採用に努める</li> </ul>  |
| 既存施設における運用の改善 |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真空温水器の空気比を調整し、暖房効率を高める</li> <li>・ 温水バルブを保温し、余分な燃料使用を抑える</li> </ul>   |

## 1. 日常業務に関する取組

| 項目     | 取組内容                | 具体策  |
|--------|---------------------|--|
| 空調     | 空調設定温度・湿度の適正化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏期間の冷房については、設定温度を 28℃とし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行う</li> <li>・ 過度なエアコンの利用を控え職場の扇風機を活用する</li> <li>・ ブラインド（グリーンカーテン）等の使用により、直射日光による室温上昇の抑制に努める</li> <li>・ 夏期の室温：28℃（温度設定ではなく室温）</li> <li>・ 冬期の室温：20℃（温度設定ではなく室温）</li> <li>・ 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行い、燃料使用量を削減する</li> <li>・ 空調機設備・熱源機の起動時刻を適正化する</li> <li>・ 冬期の夜間にカーテンの利用を推進し、断熱性能を向上して、燃料使用量を削減する</li> <li>・ 室温維持のため、退庁時はブラインドを下ろして窓からの熱放射を防ぐ</li> <li>・ 膝掛けの使用や重ね着を心がける</li> </ul> |
|        | 使用されていない部屋の空調停止     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用されていない部屋の空調停止</li> </ul>  |
|        | 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化</li> </ul>  |
|        | 夜間等の外気取入れ（冷房が必要な場合） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏期にナイトパージ（適温外気の積極的取入れ）を活用する</li> <li>・ ブラインド（グリーンカーテン）等の使用により、直射日光による室温上昇の抑制に努める</li> <li>・ 窓の開放による外気の活用を心がける</li> </ul>  |
| 給排水・給湯 | 冬期以外の給湯供給期間の短縮      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まとめ洗い、つけおき洗いを徹底する</li> <li>・ 冷蔵庫、コーヒーメーカー、電気ポット等を適正に使用する</li> <li>・ お湯を沸かす場合は、極力ガスを使用する（ガス給湯器で暖めたお湯を電気ポットに入れる）</li> <li>・ 給湯器使用後の火種の止栓を徹底する</li> <li>・ 調理などでガスを利用する場合は、できるだけ余熱の利用に努める</li> <li>・ 水道使用時には、無駄な流しっぱなしをせず、日常的な節水に努める</li> </ul>   |
|        | トイレ等での節水            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレで水の 2 度流しをしない</li> <li>・ 蛇口に節水コマの取り付けを推進する</li> <li>・ ウォシュレットや暖房便座の夜間通電を遮断する</li> <li>・ トイレのエアータオルの使用を停止する</li> <li>・ 日常的に節水を心がける（手洗いの際等、こまめに蛇口を閉める）</li> <li>・ 水圧・水流の調節と水漏れ点検を定期的実施する</li> </ul>  |

| 項目           | 取組内容                    | 具体策  |
|--------------|-------------------------|--|
| 照明           | 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のない箇所や部屋においては消灯する</li> <li>・ トイレ、湯沸室などに利用者がいない場合は消灯する</li> <li>・ トイレ、ロッカールームを出るときは、他の人がいない場合には消灯する</li> <li>・ 蛍光管の本数を削減（間引き）する</li> </ul>  |
|              | 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行う</li> <li>・ 勤務時間終了後は、廊下照明の消灯を徹底する</li> <li>・ 各職場の最終退庁者は、消灯を確認する</li> <li>・ 長時間離席する場合など、不使用のパソコン等の電源はこまめに切る</li> <li>・ 会議室を使用する際、会議などの準備や片付け時には点灯しない</li> </ul>   |
|              | 昼光の利用・その他               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間中でも、晴天時などは可能な限り照明を消灯または間引きする</li> <li>・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める</li> <li>・ 日常的に節電の励行に努める</li> <li>・ 晴天時など、窓際の照度が十分な場合には、窓際の照明を消す</li> <li>・ 時間外勤務時及び休日勤務時の照明は、必要最小限とする</li> </ul>  |
| 事務機器         | 使用しない時間帯における電源の遮断       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する</li> <li>・ PC などの OA 機器の電源をこまめに切るように努める</li> <li>・ コピー機の節電モードの活用を徹底する</li> <li>・ パソコン等の省電力機能を利用する</li> <li>・ スイッチ付テーブルタップの利用に努める</li> <li>・ 待機電力の消費を最小限に抑え、必要に応じて電化製品のコンセントプラグを抜く</li> </ul>   |
| 公用車          | エコドライブの推進               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車運転中は、急発進・急加速・空吹かしなど無理な運転はしない</li> <li>・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める</li> <li>・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控える</li> <li>・ 公用車の新規購入、更新には次世代車の導入を率先して図る</li> <li>・ 公用車のタイヤ空気圧を適正に保つとともに、車内に不要な荷物を積載しないよう心がける</li> <li>・ 複数の用事がある場合には、極力一度にまとめて処理し、最短距離で移動できるよう効率的な運行ルートを選択する</li> <li>・ 目的地が同方向で、時間調整が可能な場合は、相乗りに努める</li> <li>・ タイヤ空気圧の目視のほか、乗車前の仕業点検を徹底する</li> <li>・ 共用自転車の導入と利用の推進に努め、近接地への移動は、原則として徒歩又は自転車を利用する</li> <li>・ 暖気運転は必要最低限とする</li> <li>・ 公用車の洗車は、汚れの軽い場合にはバケツを使用し、洗車機使用回数の削減に努める</li> </ul> |
| 再生可能エネルギーの導入 | 再生可能エネルギーの導入            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の新築・改修に際しては、太陽光発電機器等の複数の再生可能エネルギーによる自家消費運用の可能性についての検討を行い、導入した際には適正な管理に努める</li> </ul>  |
|              | 再生可能エネルギー電気の導入検討        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガス排出係数の低い、再生可能エネルギー由来の電気の導入を検討し、温室効果ガス排出量の低減を図る</li> </ul>  |

| 項目  | 取組内容                  | 具体策  |
|-----|-----------------------|--|
| その他 | その他（見える化/現状把握/普及啓発など） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノー残業デーを設定するとともに、勤務終了後の早期退庁を奨励する</li> <li>・ クールビズを推奨し、オフィス内での扇風機の使用禁止に努める</li> <li>・ クールビズ（夏期）、ウォームビズ（冬期）を推進し、職場における冷暖房使用量を削減する</li> <li>・ 軽装（ノーネクタイ等）を心がける *特に7～8月は、さらなる軽装（ポロシャツ、チノパン等）を心がける</li> <li>・ 職員に対する研修や定期的な情報提供を行う</li> <li>・ 環境配慮や地球温暖化防止に関するシンポジウムやセミナーなどに積極的に参加する</li> <li>・ デマンド監視装置を導入し、電力の見える化を通じて職員の電力削減意識を醸成する</li> <li>・ 業務上、灯油、重油、ガスを多く使用する施設は、適切な使用を再検討し、可能な限り無駄な使用を控える</li> </ul> |

## 2. 省資源の推進

| 項目           | 取組内容                       | 具体策   |
|--------------|----------------------------|---|
| 用紙類          | 両面コピー、裏面利用の徹底              | <ul style="list-style-type: none"> <li>両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める</li> <li>簡易な文書・資料は片面使用済用紙を使用する</li> <li>普通の事務作業において、ミスコピーをなくす、会議資料をデジタル化して紙の使用を抑える、メモ用紙は片面使用済み用紙を使用するなどして、できる限り廃棄物の量を減らすよう努める</li> <li>ミスコピーなどの片面使用済み用紙は、専用トレイを設け裏面への再コピーに利用する</li> </ul>                         |
|              | 資料の共有化や簡略化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ファイリングを徹底する</li> <li>回覧やファイリングの徹底により文章の共有化を図り、個人の手持ち資料を削減する</li> </ul>   |
|              | 庁内情報システムの有効利用              | <ul style="list-style-type: none"> <li>町役場内での連絡事項や地球温暖化防止に係る情報等については、庁内 LAN を活用し物理的な資源の使用を抑える</li> <li>電子メールを積極的に利用する</li> </ul>  |
|              | その他（シュレッダー/省資源化等）          | <ul style="list-style-type: none"> <li>シュレッダーの使用は機密文書に限定し必要最低限にする</li> <li>コピー機使用前後のリセットを徹底し、コピーミス防止に努める</li> <li>コピー機使用前の必要枚数の確認、原稿チェックを徹底し、無駄な使用を回避する</li> <li>会議資料の簡素化、縮小機能の利用などにより資料の削減に努める</li> <li>会議では可能な限り封筒を配布しないように努める</li> <li>各種印刷物は、作成部数を見直すほか、再生紙の使用に努める</li> </ul> |
| 廃棄物<br>リサイクル | 職場のごみ箱の撤去、不用意なごみの削減        | <ul style="list-style-type: none"> <li>物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る</li> <li>その他の物品の調達については、簡易包装された製品を選択するよう努める</li> <li>できるだけ食べ残しを減らし、生ごみの発生を抑える</li> </ul>   |
|              | 排出ごみの分別促進、資源化促進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の分別排出の徹底に努める</li> <li>不用品が出た場合は、必要としている職場がないかデスクネット等で確認する。また、中古物品が必要な場合は、提供できる職員等がないか同様に確認する</li> </ul>   |
|              | 割り箸・紙コップ使用自粛               | <ul style="list-style-type: none"> <li>割り箸・紙コップの使用を自粛（マイボトル・マイカップ等、利用促進）する</li> <li>使い捨て容器の購入は極力控える</li> </ul>  |
|              | 封筒、ファイルなどの再利用促進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>封筒、ファイル等を再利用する</li> </ul>  |
|              | プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>OA 機器等の使用済みトナーカートリッジは、機種ごとの分別を徹底し、リサイクルするよう努める</li> </ul>  |

| 項目 | 取組内容      | 具体策   |
|----|-----------|---|
| 購入 | グリーン購入の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品などの新規、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入するよう努める</li> <li>・ 物品は適切に在庫管理し、必要量のみ購入する</li> <li>・ 古紙配合率 70%以上、白色度 70%以下のものを購入するよう努める</li> <li>・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める</li> <li>・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品の購入に努める</li> <li>・ 節水型機器の導入について検討する</li> <li>・ コピー用紙やトイレトペーパーなどには、再生紙を使用し、古紙配合率の高いものの購入を推進する</li> <li>・ 商品の購入にあたっては、包装の簡素化を依頼したり、エコバック等を持参してレジ袋を使用しないようにする</li> </ul> |

## 第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 1. 推進体制

上砂川町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「上砂川町地球温暖化対策等委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

#### (1) 上砂川町地球温暖化対策等委員会

町長を委員長、副町長・教育長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。上砂川町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### (2) 上砂川町地球温暖化対策等委員会事務局

建設環境課長を事務局長とし、建設環境課脱炭素推進担当係職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに委員会に報告します。

#### (3) 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に各課及び各施設の長を責任者として、各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

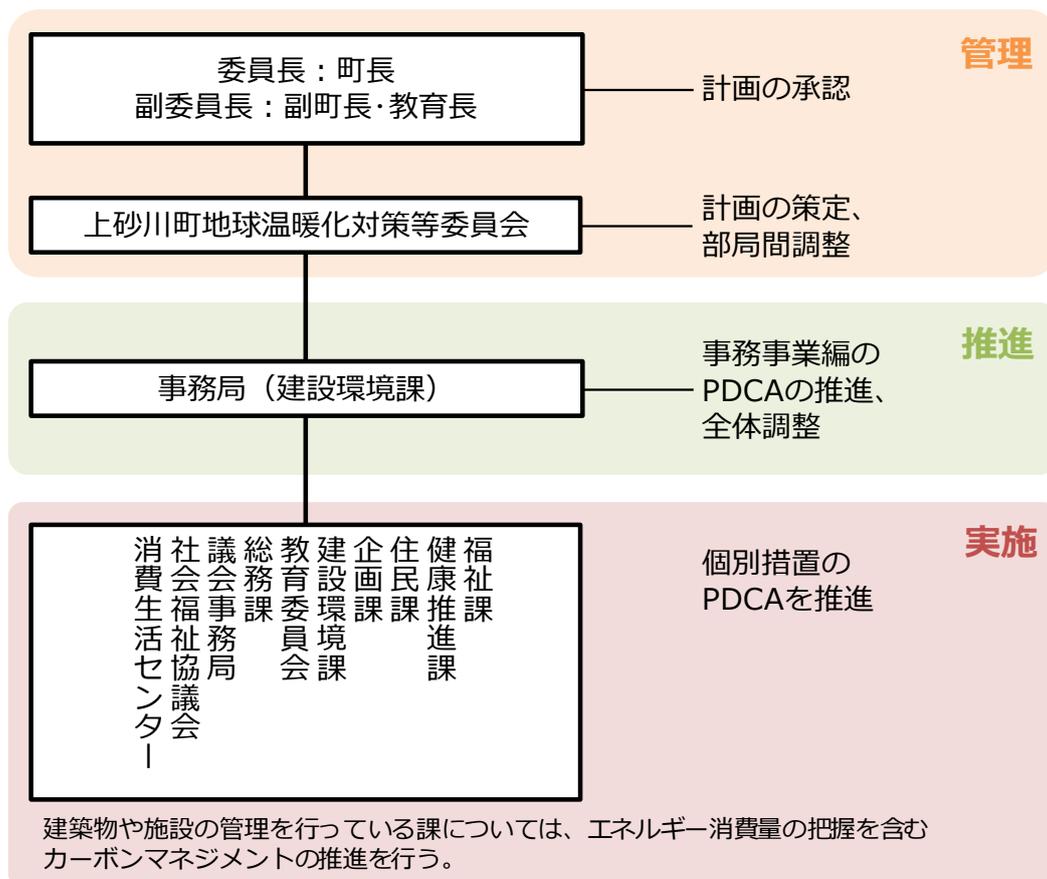


図 12 推進体制

## 2. 点検・評価・見直し体制

上砂川町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、上砂川町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

### (1) 毎年のPDCA

上砂川町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

### (2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026（令和8）年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027（令和9）年度に上砂川町事務事業編の改定を行います。

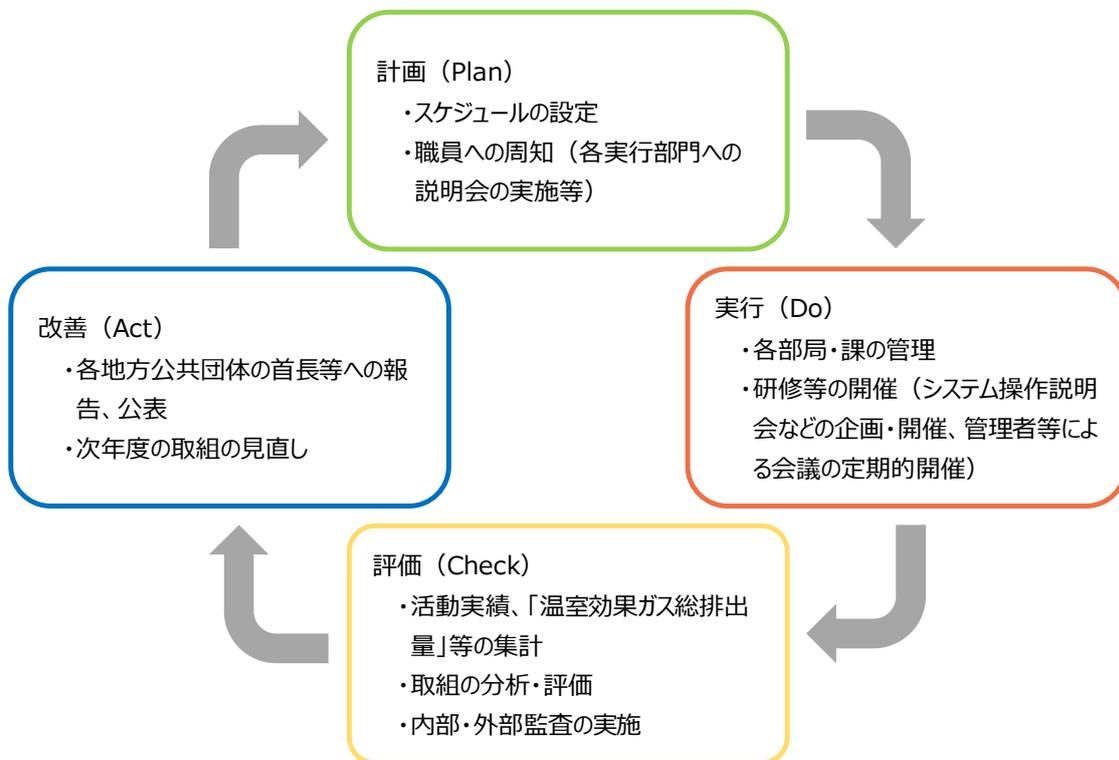


図 13 事務事業編の1年サイクルのPDCA

## 3. 取組結果の公表

本計画と計画の進捗状況については、毎年公表することとし、全職員に対してさらなる取組の実践を促進します。

上砂川町地球温暖化対策等委員会事務局は、上砂川町地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

また、町公式ホームページによる公表も行い、町民や事業者の自主的・積極的な地球温暖化防止に対する取組を促します。

## 資料編 1 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧

表 5 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧（2022（令和4）年度）

| No. | 施設名称       | 担当部局等 | No. | 施設名称               | 担当部局等 |
|-----|------------|-------|-----|--------------------|-------|
| 1   | 東山高齢者住宅    | 福祉課   | 28  | 建設水道若葉ニシ           | 建設環境課 |
| 2   | 市街地区集会所    | 福祉課   | 29  | 末広橋ポンプ場            | 建設環境課 |
| 3   | さわやかトイレ    | 建設環境課 | 30  | 八千代橋ポンプ場           | 建設環境課 |
| 4   | 衛生車庫       | 建設環境課 | 31  | 建設水道相生橋            | 建設環境課 |
| 5   | 最終処分場      | 建設環境課 | 32  | 東鶉ロードヒーティング（H9）    | 建設環境課 |
| 6   | 総合車庫       | 建設環境課 | 33  | 東鶉ロードヒーティング（H10）   | 建設環境課 |
| 7   | 水源公園       | 建設環境課 | 34  | 鶉本町ロードヒーティング（H7）   | 建設環境課 |
| 8   | 水道施設       | 建設環境課 | 35  | 若草線ロードヒーティング（H9）   | 建設環境課 |
| 9   | 街路灯        | 建設環境課 | 36  | 緑が丘ロードヒーティング（H10）A | 建設環境課 |
| 10  | 防犯カメラ      | 建設環境課 | 37  | 緑が丘ロードヒーティング（H10）B | 建設環境課 |
| 11  | 千草台ポンプ室    | 建設環境課 | 38  | 緑が丘ロードヒーティング（H11）C | 建設環境課 |
| 12  | 東山浄化槽      | 建設環境課 | 39  | 緑が丘ロードヒーティング（H11）D | 建設環境課 |
| 13  | 東山外灯       | 建設環境課 | 40  | 産業活性化センター          | 企画課   |
| 14  | 東山共用灯      | 建設環境課 | 41  | 炭鉱館                | 企画課   |
| 15  | 中町配水池      | 建設環境課 | 42  | テレビ放送中継所           | 企画課   |
| 16  | 奥沢ポンプ場     | 建設環境課 | 43  | まちの駅ふらっと           | 企画課   |
| 17  | 奥沢水源池作業所   | 建設環境課 | 44  | 就業観光体験等宿泊施設        | 企画課   |
| 18  | 若葉台ポンプ室    | 建設環境課 | 45  | 旧上砂川駅舎             | 企画課   |
| 19  | 上砂川町役場減圧3  | 建設環境課 | 46  | 鶉町営プール             | 教育委員会 |
| 20  | 建設水道緑が丘    | 建設環境課 | 47  | 趣芸館                | 教育委員会 |
| 21  | 建設水道春日橋ヒガシ | 建設環境課 | 48  | パークゴルフ場            | 教育委員会 |
| 22  | 下水道蓬来橋     | 建設環境課 | 49  | 弓道場                | 教育委員会 |
| 23  | 建設水道春日橋ニシ  | 建設環境課 | 50  | 町民センター・体育センター      | 教育委員会 |
| 24  | 建設水道課緑が丘2  | 建設環境課 | 51  | 中央小学校              | 教育委員会 |
| 25  | 上砂川緑が丘ヒガシ  | 建設環境課 | 52  | 上砂川中学校             | 教育委員会 |
| 26  | 上砂川町建設水道課  | 建設環境課 | 53  | 役場庁舎               | 総務課   |
| 27  | 建設水道若葉ヒガシ  | 建設環境課 | 54  | 認定こども園等複合施設        | 健康推進課 |

## 資料編 2 温室効果ガス排出係数

表 6 本計画において対象としている温室効果ガス排出量に係る排出係数

| 温室効果ガスの種類 | 排出活動の区分 |      | 活動量 |                  | 排出係数 |                                    |
|-----------|---------|------|-----|------------------|------|------------------------------------|
|           |         |      | 種類  | 単位               | 係数   | 単位                                 |
| 二酸化炭素     | 燃料の使用   | ガソリン | 使用量 | L                | 2.32 | kg-CO <sub>2</sub> /L              |
|           |         | 軽油   |     | L                | 2.58 | kg-CO <sub>2</sub> /L              |
|           |         | 灯油   |     | L                | 2.49 | kg-CO <sub>2</sub> /L              |
|           |         | A 重油 |     | L                | 2.71 | kg-CO <sub>2</sub> /L              |
|           |         | LPG  |     | kg <sup>※1</sup> | 3.00 | kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> |

※1：本町のLPG使用量の単位は「m<sup>3</sup>」で集計しているため、マニュアルに示される「0.458m<sup>3</sup>/kg」（プロパン7：ブタン3）で除して、重量換算します。

電気の使用に伴う排出係数は電気供給者毎及び年度毎に異なり、本町の全ての事務及び事業に関わる他人から供給された電気使用について、電気供給事業者は北海道電力株式会社のみとなっています。

表 7 電気事業者別排出係数（基礎排出係数）

単位：kg-CO<sub>2</sub>/kWh

| 電気事業者名    | 2013（平成25）年度 | 2022（令和4）年度 |
|-----------|--------------|-------------|
| 北海道電力株式会社 | 0.678        | 0.549       |

※公表時期の関係上、2022（令和4）年度における電気事業者別排出係数は、2021（令和3）年度値を用いています。